

静岡・海辺づくりの会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会の名称は、静岡・海辺づくりの会 という。

(事務所)

第2条 この会は、主たる事務所を静岡市駿河区下島571番地に置く。

第2章 目的および活動

(目的)

第3条 この会は、静岡海岸における自然環境の保全や快適な利用について、地域の住民や海辺の利用者、海岸・道路等の管理者（県・市）が一体となり、協働・連携して、次代に残る「美しい自然」と「人の集まる」海辺づくりを目的とする。

(活動)

第4条 この会は、第3条の目的を達成するため次に係わる活動を行う。

- (1) 海辺の清掃とゴミをださない啓蒙活動などに係わる環境美化活動
- (2) 海辺の利便性・活用計画などに係わる環境整備活動
- (3) 自然環境の保全と創出に係わる自然再生活動
- (4) 海水浴以外のビーチスポーツや継承文化に係わるレクリエーション活動
- (5) 海辺の安全や津波など災害時における避難・啓発に係わる防災活動

第3章 会員

(種別)

第5条 この会の会員は、次の会員をもって構成する。

- (1) 個人会員
この会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 団体会員
この会の目的に賛同して入会した団体（企業）

(入会)

第6条 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により会長に申し込むものとする。

(会費)

第7条 会員は、総会等において次にさだめる会費を納入しなければならない。

個人会員年1,000円 団体(企業)会員年5,000円とする。

第4章 組織構成および役員

(組織構成)

第8条 この会は、次の1局6部で構成する。

- | | |
|-----------|---------------|
| (1) 事務部 | (4) レクリエーション部 |
| (2) 環境美化部 | (5) 防災部 |
| (3) 自然観察部 | (6) 財政部 |

(役員)

第9条 この会には、次の役員を置く。

- | | | | |
|----------|-----|--------|-----|
| (1) 会長 | 1人 | 副会長 | 2人 |
| (2) 顧問 | 若干名 | | |
| (3) 相談役 | 1人 | | |
| (4) 事務局長 | 1人 | 事務局長代理 | 1人 |
| (5) 部長 | 6人 | 副部長 | 若干名 |
| (6) 会計 | 1人 | | |
| (7) 会計監査 | 1人 | | |

第5章 会の収入

(収入)

第10条 この会の収入は、会費と寄付金等によるものとする。

第6章 役員を選任・任期および総会・役員会の招集

(役員を選任)

第11条 役員は総会において選任する。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とする。

(総会・役員会招集)

第13条 総会は会長が招集し、議長となる。ただし、議長は会長の指名により他の者が代行できるものとする。

第14条 役員会は必要に応じて会長が招集する。

第15条 総会は年1回(4月)開催する。

附 則

- 1 この会の活動年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 2 この会則は、平成21年4月26日改正し施行する。
- 3 この会則は、平成23年4月23日改正し施行する。